弁護士法（抄）

昭和２４年　６月１０日法律第２０５号
令和　２年　５月２９日法律第３３号改正まで

（弁護士の使命）

第　１　条　弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

２　弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

（弁護士の職責の根本基準）

第　２　条　弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。

（弁護士の職務）

第　３　条　弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

２　弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

（法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例）

第　５　条　法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一　司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成１１年法律第９３号）第４条第１項第３５号若しくは第３７号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授の職に在つた期間が通算して５年以上になること。

二　司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて次に掲げる事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して７年以上になること。

イ　企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）の役員、代理人又は使用人その他の従業者として行う当該事業者の事業に係る事務であつて、次に掲げるもの（第７２条の規定に違反しないで行われるものに限る。）

（１）　契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成

（２）　裁判手続等（裁判手続及び法務省令で定めるこれに類する手続をいう。以下同じ。）のための事実関係の確認又は証拠の収集

（３）　裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の案の作成

（４）　裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問

（５）　民事上の紛争の解決のための和解の交渉又はそのために必要な事実関係の確認若しくは証拠の収集

ロ　公務員として行う国又は地方公共団体の事務であつて、次に掲げるもの

（１）　法令（条例を含む。）の立案、条約その他の国際約束の締結に関する事務又は条例の制定若しくは改廃に関する議案の審査若しくは審議

（２）　イ（２）から（５）までに掲げる事務

（３）　法務省令で定める審判その他の裁判に類する手続における審理又は審決、決定その他の判断に係る事務であつて法務省令で定める者が行うもの

三　検察庁法（昭和２２年法律第６１号）第１８条第３項に規定する考試を経た後に検察官（副検事を除く。）の職に在つた期間が通算して５年以上になること。

四　前三号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる期間（これらの期間のうち、第一号に規定する職に在つた期間及び第二号に規定する職務に従事した期間については司法修習生となる資格を得た後のものに限り、前号に規定する職に在つた期間については検察庁法第１８条第３項に規定する考試を経た後のものに限る。）が、当該イ又はロに定める年数以上になること。

イ　第一号及び前号に規定する職に在つた期間を通算した期間　５年

ロ　第二号に規定する職務に従事した期間に第一号及び前号に規定する職に在つた期間を通算した期間　７年

（認定の申請）

第５条の２　前条の規定により弁護士となる資格を得ようとする者は、氏名、司法修習生となる資格を取得し、又は検察庁法第１８条第３項の考試を経た年月日、前条第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の法務省令で定める事項を記載した認定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

２　前項の認定申請書には、司法修習生となる資格を取得し、又は検察庁法第１８条第３項の考試を経たことを証する書類、前条第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容を証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

３　第１項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（認定の手続等）

第５条の３　法務大臣は、前条第１項の規定による申請をした者（以下この章において「申請者」という。）が第５条各号のいずれかに該当すると認めるときは、申請者に対し、その受けるべき同条の研修（以下この条において単に「研修」という。）を定めて書面で通知しなければならない。

２　研修を実施する法人は、申請者がその研修の課程を終えたときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、当該申請者の研修の履修の状況（当該研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかの意見を含む。）を書面で法務大臣に報告しなければならない。

３　法務大臣は、前項の規定による報告に基づき、申請者が研修の課程を修了したと認めるときは、当該申請者について第５条の認定（以下この章において単に「認定」という。）を行わなければならない。

４　法務大臣は、前条第１項の規定による申請につき認定又は却下の処分をするときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

５　前条第１項の規定による申請に係る処分（申請者が第５条各号のいずれにも該当しないことを理由とする却下の処分を除く。）又はその不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成

２６年法律第６８号）第２章第４節の規定は、適用しない。

（弁護士の登録）

第 ８ 条　弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

第１２条の２　日本弁護士連合会は、前条の規定による登録又は登録換えの進達の拒絶についての審査請求（同条第４項の規定による審査請求を含む。）に対して裁決をする場合には、資格審査会の議決に基づかなければならない。

２　〔略〕

３　第１項の審査請求については、行政不服審査法第９条、第１７条、第２章第３節及び第５０条第２項の規定は、適用しない。

４　第１項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第１１条第２項中「第９条第１項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の資格審査会」と、同法第１３条第１項及び第２項中「審理員」とあるのは「第１１条第２項の資格審査会」と、同法第４４条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第１項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第１２条の２第１項の議決があったとき」とする。

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第７２条　弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止）

第７３条　何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

（非弁護士の虚偽標示等の禁止）

第７４条　弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

２　弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

３　弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（非弁護士との提携等の罪）

第７７条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は３００万円以下の罰金に処する。

一　第２７条（第３０条の２１において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第２８条（第３０条の２１において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第７２条の規定に違反した者

四　第７３条の規定に違反した者

（虚偽標示等の罪）

第７７条の２　第７４条の規定に違反した者は、１００万円以下の罰金に処する。